

久留米市ふるさと納税返礼品の一部が他自治体と重複していた事案について

福岡県久留米市

今般、久留米市ふるさと納税返礼品について、A返礼品提供事業者（以下「A事業者」といいます。）から、当該事業者が本市に提供している返礼品の一部が、他自治体が提供している返礼品と重複しているとの申し出があり、調査したところ、総務省への地場産品基準の申し出内容が実態と異なっていたことが判明しました。その内容は次のとおりです。

1 概要

令和7年10月10日に、A事業者から、本市に提供している返礼品の一部が、A事業者の本社が所在するB市（以下「B市」といいます。）が提供している返礼品と重複している旨の申し出がありました。

重複する返礼品の地場産品基準（3号ロ）は、製品の企画立案等により当該自治体内で価値の過半が生じていることというものですので、複数の自治体で同時に基準を満たすことは起こり得ません。そのため、本市はA事業者に事実関係の調査と早急な報告を求めました。

後日、A事業者から報告書が提出され、A事業者が本市に提供していた返礼品は、この地場産品基準（3号ロ）を満たしていないことが確認されました。

また、A事業者が別の地場産品基準（3号）で提供していた2品目につきましても、市内で製造工程の一部は行われているものの、それにより市内で価値の過半が生じているとは言い難く、結果、A事業者が本市へ提供していた全ての返礼品（70品）について、地場産品基準を満たしていなかったことが確認できました。

返礼品数	全70品（うち13品は寄附受入実績なし）
返礼品の提供期間	令和7年4月中旬から令和7年10月10日まで
寄附受入件数	3,433件
寄附受入金額	143,082千円
返礼品の内容	マッサージ機、ベッド等

地場産品基準（平成31年総務省告示第179号 第5条）

3号：当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

3号ロ：当該地方団体の区域内において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程を行う場合、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの

2 返礼品の提供開始から判明に至るまでの主な経緯

日付	内容
令和6年12月	・本市職員が市内のA事業者の事業所を訪問し、ふるさと納税制度の内容や申請方法を説明
令和7年 1月	・A事業者から返礼品提供申請
4月中旬	・寄附募集開始
10月10日	・A事業者からの申し出により、本市ふるさと納税返礼品のB市との重複が判明、同日中に両市の寄附受付を停止 ・A事業者に重複の経緯や地場産品基準の適合状況について調査を依頼 ・本市での地場産品基準不適合の疑いは低いと認識
11月14日	・B市からの連絡により、本市での地場産品基準不適合の疑いが高まる
令和8年1月7日	・本市にA事業者から報告書が提出

3 寄付を受け入れた返礼品の内訳

名称	地場産品基準の類型	寄附受入件数(件)	寄附受入金額(千円)
マッサージ機類	3号口	3, 285	132, 388
ベッド類	3号口	54	4, 761
低周波治療器	3号口	60	2, 141
家庭用電位治療器	3号口	11	1, 410
寝具マット	3号口	17	1, 182
家庭用電位治療器	3号	6	1, 200
合計		3, 433	143, 082

4 本件重複事案の内容と原因

令和8年1月7日にA事業者から提出された報告書によると、A事業者から本市に対し、誤って返礼品の申請がなされた原因としましては、返礼品として登録する当該自治体内において、各工程に一定程度の価値が生じていればよく、製品価値の過半が海外ではなく国内で生じていれば足りるものというA事業者の誤った認識によるものでした。

本市としては、本市職員がA事業者の事業所を訪問した際に、地場産品基準の説明を行うなど対応に努めてきたところですが、A事業者の正確な理解を得るには至っておりませんでした。

また、本市としても書類審査にとどまらず、ヒアリングや追加資料の要求を行う

などの審査や、特に返礼品提供事業者の本社機能が久留米市外に所在する場合には、併せて、現地調査を行い、組織体制や本社との役割分担を確認するなどの厳格な審査を実施すべき事案でした。

5 事案発生後の市の対応

令和7年10月10日に、A事業者が提供する全返礼品の寄附受付を停止しました。一方で、既に受け入れていた寄附につきましては、10月10日時点ではB市のほうが基準に適合していないという認識であったため、発送を止めるまでには至りませんでした。

11月14日にB市からの連絡を受け、本市の基準適合性の疑義が生じた際は、全ての返礼品の発送が完了しているものと考えておりました。しかし、実際には通常の順次配送とは別に、年末のギフト向けとして12月の配達予定となっていたものが38件、配送先住所の確認作業により発送が遅れたものが1件ございました。

これら12月の時期指定の配達予定分や発送の遅れの可能性を把握できておらず、結果、令和7年11月14日以降にも発送されてしまっており、これを止めるに至りませんでした。

6 再発防止策

- ・今後、企画立案により価値が生じる旨の申請があった場合は、必要に応じて事業者へのヒアリングや追加資料の要求を行うなど審査を強化するとともに、特に、本事案のように返礼品提供事業者の本社機能が市外に所在する場合などは、併せて現地調査を行うなど厳格な審査を実施します。
- ・本市では、返礼品提供事業者や返礼品の適格性を審査する会議（選定委員会）を行っています。より充実した審議を行うため、会議の開催形式を見直すとともに、選定委員会の審査体制を強化します。
- ・指定基準の適合性に疑義が生じた場合は、寄附の受付を停止するだけでなく、未発送の返礼品に関しても配送状況を把握のうえ、送付を停止します。
- ・これまで以上に制度遵守を徹底するため、地場産品基準の適合性の確認作業について、状況に応じ、適宜庁内での応援体制をとるなど、体制を強化します。
- ・返礼品提供を希望する新規事業者に対しては、より一層丁寧に制度説明を行うとともに、すでに返礼品を提供している事業者に対しても、毎年実施している研修会の機会を捉え、ふるさと納税管理システムを活用するなどして、地場産品基準をはじめとする制度の詳細を正しく理解していただくとともに、法令遵守の徹底を求めます。

この度は、寄附者の皆様にご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。今後は、同様の事案が発生しないよう、再発防止に万全の対応を期してまいります。